

奈良市公報

号外第17号 令和4年3月条例

令和4年12月23日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
3 11	1	奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策課
3 31	2	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	人事課
3 31	3	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	子ども育成課、福祉医療課
3 31	4	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
3 31	5	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3 31	6	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育総務課
3 31	7	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	保育所・幼稚園課
3 31	8	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育所・幼稚園課
3 31	9	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
3 31	10	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
3 31	11	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
3 31	12	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
3 31	13	なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例	都市計画課
3 31	14	奈良市屋外広告物等に関する条例	都市計画課
3 31	15	奈良市公民館条例の一部を改正する条例	地域教育課
3 31	16	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課

3	31	17	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課、給排水課
3	31	18	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
3	31	19	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
3	31	20	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3	31	21	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3	31	22	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局
3	31	23	奈良市税条例の一部を改正する条例	資産税課

条

例

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成22年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画」とは、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市政全般に係る政策の基本的な方向を体系的に明らかにした計画であって、市が策定する各種の計画及び施策の全ての基本となるものをいう。

第3条第1項中「基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)」を「総合計画」に改め、同条第2項中「基本構想等」を「総合計画」に改める。

第4条中「基本構想等」を「総合計画」に改める。

第5条第1項中「基本計画」を「総合計画」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1号及び第2号中「基本構想等」を「総合計画」に改め、同条第3号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に策定する総合計画について適用し、施行日前に策定された基本構想、基本計画及び実施計画については、なお従前の例による。

(令和4年3月11日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第14項中「当分の間」を「令和4年3月31日までの間」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
(奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該子どもが全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「一に掲げる法律又は条例の適用を受けて医療が行われる」を「いずれかに該当する」に改め、同項第1号中「（昭和25年法律第144号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第2号中「（平成6年法律第30号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第3号中「（昭和47年奈良市条例第12号）」の次に「の適用を受けて医療費の助成を受ける者」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に掲げるいずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「（昭和25年法律第144号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項第2号中「（平成6年法律第30号）」の次に「の適用を受けて医療が行われる者」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ただし書、第3項第1号及び第5項第1号中「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第2条の3第2号中「及び第2項」を「又は第2項」に改める。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第3条 設備運営基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園基準（附則第6条から第8条までを除く。）の定めるところによる。

（子どもの最善の利益の考慮）

第4条 幼保連携型認定こども園は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

（暴力団の排除）

第5条 幼保連携型認定こども園は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）

第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第6条 幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、幼保連携型認定こども園基準附則及び幼保連携型認定こども園基準を改正する命令附則に規定する経過措置の例による。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第7号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。)において使用する用語の例による。

(認定こども園の認定の要件)

第3条 認定こども園の認定の要件は、次条から第7条までに規定するもののほか、次に掲げる規定の定めるところによる。

(1) 法第3条第2項各号及び第4項各号

(2) 認定こども園基準第2から第8まで(第4の1及び6並びに附則第4項から第7項までを除く。)

(3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。)第13条第1項(児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、第32条の2(後段を除く。))及び第36条を準用する部分を除く。)

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 認定こども園は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号)第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 認定こども園は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第6条 認定こども園は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された

食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(認定こども園の設備の基準の特例)

第7条 幼稚園型認定こども園については、その用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。

2 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを原則とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(認定こども園の認定に係る特例)

第2条 平成31年4月1日前に幼稚園、保育所等を設置している者が当該幼稚園、保育所等と同一の所在場所において、当該幼稚園、保育所等の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園であって、当該認定こども園の園舎と同一の施設内又は隣接する位置に屋外遊戯場(認定こども園基準第4の5に規定する満3歳以上の園児について満たさなければならない面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に屋外遊戯場を設けることができる。この場合において、当該認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

(1) 園児が安全に移動できる場所であること。

(2) 園児が安全に利用できる場所であること。

(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。

(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(法の規定の引用に関する経過措置)

第3条 第3条第1号の規定の適用に関する経過措置は、法附則及び法を改正する法律附則に規定する経過措置の例による。

(認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置)

第4条 第3条第2号の規定の適用に関する経過措置は、認定こども園基準附則及び認定こども園基準を改正する告示附則に規定する経過措置の例による。

(幼保連携型認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置)

第5条 第3条第3号の規定の適用に関する経過措置は、幼保連携型認定こども園基準附則及び幼保連携型認定こども園基準を改正する命令附則に規定する経過措置の例による。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、本市の区域内における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準」という。)において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等基準(第23条第2項及び第3項、

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項並びに第47条第3項並びに附則第7条から第9条までを除く。)の定めるところによる。

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 家庭的保育事業者等は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号)第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(家庭的保育事業の職員の特例)

第6条 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする(この条及び第9条において同じ)。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

3 家庭的保育事業を行う場所において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回るできない。

(小規模保育事業所A型の職員の特例)

第7条 家庭的保育事業等基準第29条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所B型の職員の特例)

第8条 家庭的保育事業等基準第31条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所C型の職員の特例)

第9条 小規模保育事業所C型において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回るできない。

(事業所内保育事業所の職員の特例)

第10条 家庭的保育事業等基準第44条第2項及び第47条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、それぞれ当該保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(家庭的保育事業等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、家庭的保育事業等基準附則及び家庭的保育事業等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第41号)の一部を次のよう

に改正する。

第3条中「附則第94条」を「附則第95条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第10号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(3) 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策及び福祉施策が連携し、通勤時又は職場等における支援を行う事業

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第11号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6の2中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号

に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)
- 5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例(昭和61年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書中「及びプール」を削る。

別表第1奈良市石打コミュニティスポーツプールの項を削る。

別表第2の2の表を削り、別表第2中

「	施設使用料	を削る。
1	体育室、会議室及び運動広場	」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例

なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条の3中「なし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置」を削る。

第9条第1項中「市長は」の次に「、第17条第1項で指定する景観形成重点地区のうち」を加える。

第10条第1項中「景観形成基準」を「都市景観形成基準」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 都市景観形成基準は、当該地区に係る第17条第2項に規定する景観形成基準の定めるところによる。
第10条第3項を削る。
第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第17条第2項中「市長は」の次に「、法第8条第2項第2号の規定により」を加え、「景観計画デザインガイドライン」を「景観形成基準」に改め、同条第3項を削る。

第17条の2第1項中「第11条第1項各号に」を「次に」に、「同項各号に」を「次に」に改め、「法第16条第1項の規定により」を削り、同項に次の3号を加える。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為
- (2) 法第16条第1項第4号の規定により条例で定める次に掲げる行為
 - ア 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - イ 木竹の伐採
 - ウ 水面の埋立て又は干拓
 - エ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(3) 建築物等の除却

第2章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第17条の6 削除

第35条中「資するため」の次に「、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）」を加える。

第37条第3項第1号中「第11条第1項、第15条第1項又は第17条の6第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正)
- 3 奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「景観計画デザインガイドライン」を「景観形成基準」に改める。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市屋外広告物等に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市屋外広告物等に関する条例

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 屋外広告物及び掲出物件に関する制限等（第9条—第20条）
- 第3章 特定屋内広告物に関する制限等（第21条—第23条）
- 第4章 景観保全型広告整備地区（第24条—第26条）
- 第5章 管理、監督等（第27条—第42条）
- 第6章 屋外広告業（第43条—第58条）
- 第7章 雑則（第59条—第61条）
- 第8章 罰則（第62条—第66条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物の表示、特定屋内広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は屋外広告物及び掲出物件の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 広告塔、広告板その他の屋外広告物を掲出するために設置する物件をいう。
- (3) 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接はり付けて、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物をいう。
- (5) 広告主 自ら屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者をいう（屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者を含む。）。
- (6) 管理者 屋外広告物又は掲出物件を管理する者をいう。
- (7) 所有者 屋外広告物等の所有権を有する者をいう。
- (8) 占有者 屋外広告物等の使用権原を有する者をいう。
- (9) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（景観計画の遵守）

第4条 市、広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者並びに市民は、自らの役割と責務を明らかにし、この条例、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第8条の2の規定に基づき策定した景観計画（以下「景観計画」という。）その他良好な景観の形成に資する法令等を遵守しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、屋外広告物等に関する規制又は指導を通じて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観の形成のための施策を策定し、これを実施しなければならない。

（広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者の責務）

第6条 広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者は、屋外広告物等の表示又は設置に当たっては、屋外広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないように必要な措置を講じなければならない。

2 広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者は、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、第5条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（違反に対する勧告及び公表）

第8条 市長は、屋外広告物又は掲出物件がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主及び管理者に対し、第6条第1項に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第2章 屋外広告物及び掲出物件に関する制限等

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を著しく害するおそれのあるもの
- (2) 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
(禁止物件)

第10条 次に掲げる物件には、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 信号機、道路標識、道路反射鏡、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給装置及び歩道柵
 - (4) 駒止め、里程標及びこれらに類するもの
 - (5) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上変電塔
 - (6) 銅像、神仏像、記念碑及びこれらに類するもの
 - (7) 石垣及び擁壁
 - (8) 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
 - (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する物件
- 2 電柱、電話柱、街灯柱及びアーケード柱には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
(禁止地域及び許可地域)

第11条 市長は、第1条の目的を達成するため、本市の区域を禁止地域又は許可地域に指定する。

- 2 禁止地域は、次に掲げる地域又は場所（規則で定める区域を除く。）とし、禁止地域の区分については規則で定める。
- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲で市長が指定する地域
 - (2) 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第38条第1項の規定により奈良県指定史跡名勝天然記念物として指定された地域
 - (3) 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び史跡名勝天然記念物の地域
 - (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域
 - (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び風致地区
 - (6) なら・まほろば景観まちづくり条例第17条第1項の規定により指定された景観形成重点地区のうち、景観計画に定める歴史的景観形成重点地区
 - (7) 歴史的環境調整区域（世界遺産の周辺地域で風致美観を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する地域をいう。）
 - (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置された都市公園及び奈良県立公園条例（昭和29年4月奈良県条例第9号）第2条第1項の規定により指定された県立公園の区域
 - (9) 官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する地域又は場所
- 3 許可地域は、本市の区域のうち禁止地域以外の地域又は場所とし、許可地域の区分については規則で定める。
(禁止)

第12条 禁止地域においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(許可)

第13条 第9条及び第10条の規定により屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除

き、許可地域において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

第14条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第10条、第12条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示するもの
 - (2) 法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの
 - (3) 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの
 - (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があつて表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの
 - (7) 人、動物、車両等に表示するもの
 - (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示するもの
 - (9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 慣例その他特別の理由によりやむを得ないと市長が認めるもの
 - (11) 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的としたもので、市長が認めるもの
- 2 道標若しくは案内板で規則で定める基準に適合するもの又はそれらの掲出物件については、前2条の規定は、適用しない。ただし、当該道標等を電柱、電話柱、街灯柱及びアーケード柱に表示する場合は、この限りでない。
- 3 自己用広告物(自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)で、規則で定める基準に適合するものについては、第12条の規定は、適用しない。この場合において、自己用広告物を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 4 景観配慮型屋外広告物(規則で定める区域に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件で、良好な景観の維持及び向上に資するものとして規則で定める基準に適合するものをいう。)については、第12条の規定は、適用しない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 5 地域貢献型屋外広告物(観光案内、避難所案内その他公益上必要な事項とともに表示するもので規則で定める基準に適合する屋外広告物又は掲出物件をいう。)については、第10条及び第12条の規定は、適用しない。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。
- 6 許可地域において表示し、又は設置する自己用広告物で規則で定める基準に適合するものについては、第10条及び前条の規定は、適用しない。
- 7 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、前条の規定は、適用しない。
- (1) 放送事業者、新聞社又は通信社の発行する速報又はその掲出物件
 - (2) 短期間の表示又は設置で市長が定めるもの

(経過措置)

第15条 第10条第1項第11号並びに第11条第2項第1号から第7号まで及び第10号に規定する物件、地域又は場所の指定があつた際、当該物件、地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該指定の日から10年間は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(許可の基準)

第16条 第13条、第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第19条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、屋外広告物又は掲出物件が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないもので、良好な景観の形成に寄与すると認めるときは許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第17条 市長は、第13条及び第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。)の規定により許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、必要があると認めるときは条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

(継続の許可)

第18条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間満了後、更に継続して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(変更の許可)

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は掲出物件を改装（色彩及び意匠が同一である場合の塗り替えを除く。）し、改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第17条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(手数料)

第20条 第13条、第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び前条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 特定屋内広告物に関する制限等

(特定屋内広告物の表示の制限)

第21条 禁止地域及び許可地域のうち規則で定める区域においては、次に掲げる特定屋内広告物を表示してはならない。

(1) 建築物の1階以下の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の5を超え、又は建築物の2階以上の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の3を超えることとなるもの

(2) 規則で定める基準に適合しないもの

2 第14条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第10号に掲げる特定屋内広告物については、前項の規定は、適用しない。

(特定屋内広告物の表示の届出)

第22条 特定屋内広告物（前条第2項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を表示しようとする者は、建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5平方メートルを超えることとなるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(努力義務)

第23条 特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠を景観の維持及び向上に資するものとするよう努めなければならない。

第4章 景観保全型広告整備地区

(景観保全型広告整備地区の指定等)

第24条 市長は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 屋外広告物等の表示又は設置に関する基本構想

(2) 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 広告主、管理者、所有者及び占有者は、基本方針に適合するように努めなければならない。

(届出)

第25条 景観保全型広告整備地区において、第14条第1項第5号、第2項、第6項及び第7項第1号に掲げる屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第26条 第14条第1項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物等については、前2条の規定は、適用しない。

第5章 管理、監督等

(標識)

第27条 第13条、第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第19条第1項の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなければならない。ただし、市長が許可印を押したものについては、この限りでない。

(管理者の設置)

第28条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらに係る管理者(規則で定める屋外広告物又は掲出物件にあつては、規則で定める者に限る。)を置かなければならない。ただし、立看板及びはり紙、はり札については、この限りでない。

(管理義務)

第29条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、屋外広告物又は掲出物件の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第30条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める屋外広告物又は掲出物件に係る前項の点検については、屋外広告物及び掲出物件の点検に関する知識を有するものとして規則で定める者が行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、前2項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 既設の屋外広告物又は掲出物件を使用して第13条の許可を受けようとする者
- (2) 第18条第1項の許可を受けようとする者
- (3) 許可の期間満了後に係る第19条第1項の許可を受けようとする者

4 市長は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告主、管理者、所有者又は占有者に対し、第1項及び第2項の点検の結果の提出を求めることができる。

(除却義務)

第31条 広告主又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- (1) この条例の規定による許可の期間が満了したとき。
- (2) 第15条に規定する期間が経過したとき。
- (3) 第33条の規定により許可が取り消されたとき。
- (4) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第32条 第14条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する屋外広告物又は掲出物件について、その広告目的を完了し、又はその表示若しくは設置の期間が満了したときは、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者(第14条第1項第1号の場合における掲示責任者を含む。)は、速やかにこれを除却し、表示又は設置の場所を原状に復さなければならない。

(許可の取消し)

第33条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第17条第1項(第18条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第19条第1項の規定に違反したとき。

(3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第34条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件について、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第35条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 保管した屋外広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及び当該屋外広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させた日

(3) 屋外広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示方法)

第36条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示する。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該屋外広告物又は掲出物件について権原を有する者（第40条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に規定する公示事項を奈良市公報等に掲載する。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(屋外広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第37条 法第8条第3項の規定による屋外広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第38条 市長は、法第8条第3項の規定により保管した屋外広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第39条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日

(2) 特に貴重な屋外広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げるもの以外の屋外広告物又は掲出物件 2週間

(屋外広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第40条 市長は、保管した屋外広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該屋外広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該屋外広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第41条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告主若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして屋外広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第42条 広告主又は管理者の変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第6章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第43条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第44条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 市内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の名）

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者（法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が第46条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類その他の規則で定める書類を添えなければならない。

(登録の実施)

第45条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第46条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第44条第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第56条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第56条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第56条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 市内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- （登録申請手数料）
- 第47条 第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、登録申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。
- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- （登録事項の変更の届出）
- 第48条 屋外広告業者は、第44条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第46条第1項第5号から第8号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第44条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
- （廃業等の届出）
- 第49条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
- （登録の抹消）
- 第50条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第56条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。
- （講習会）
- 第51条 市長は、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
- 2 前項の講習会を受けようとする者は、受講申込の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。
- （業務主任者の設置）
- 第52条 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者（第5号において「講習会修了者」という。）
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業

訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(5) 市長が、規則で定めるところにより、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第54条の帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第53条 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第54条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、市内で営業を行う営業所ごとに帳簿を備え、営業に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第55条 市長は、市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第56条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第46条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第46条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第57条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、次に掲げる事項を屋外広告業者監督処分簿に登載しなければならない。

(1) 処分の年月日及び内容

(2) 処分前の登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第58条 市長は、市内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 雑則

(審議会の意見聴取)

第59条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ奈良市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第10条第1項第11号及び第11条各項の規定による指定又はその変更若しくは廃止

(2) 第11条第2項及び第3項の規定による禁止地域及び許可地域の区分又はその変更若しくは廃止

(3) 第14条第1項第4号、第5号及び第9号並びに第2項から第6項まで、第16条第1項並びに第21条第1項第2号の規定による基準の設定又はその変更

(4) 第16条第2項の規定による許可

(5) 第24条第1項の規定による指定又はその変更及び同条第2項の規定による基本方針の策定又はその変更

(告示)

第60条 市長は、第10条第1項第11号、第11条第2項第1号、第7号及び第10号並びに第24条第1項の規定により物件、地域、区域、場所又は地区を指定し、又は変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第43条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者
- (3) 第56条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第63条 第34条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条、第12条、第13条、第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）又は第18条第1項の規定に違反して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第19条第1項の規定による市長の許可を受けずに屋外広告物又は掲出物件を改装し、改造し、又は移転した者
- (3) 第27条の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなかった者
- (4) 第41条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第52条第1項の規定に違反した者
- (7) 第58条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第49条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第53条の規定による標識を掲げなかった者
- (3) 第54条の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第59条並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件であって、この条例の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から10年以内に当該許可を申請しなければならない。この場合において、その申請者に対して許否の処分があるまでは、なお引き続いて当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。
- 3 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件（この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により違法に許可を受けている屋外広告物又は掲出物件であって、施行日後に表示され、又は設置されるものを含む。）については、この条例の規定にかかわらず、施行日から10年間（当該期間内に受けた許可の期間が当該期間を超える場合にあっては、当該許可の期間）は、旧条例の規定の例により、当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。ただし、第19条第1項の規定により変更の許可を受けようとする場合（市長が別に定める場合を除く。）は、この限りでない。

- 4 施行日前に旧条例の規定により市長に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 第 13 条、第 14 条第 3 項後段（同条第 4 項後段及び第 5 項後段において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、その許可の申請をすることができる。この場合において、当該許可を受けようとする者は、第 20 条及び別表第 1 の規定の例により、手数料を納付しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、第 13 条、第 14 条第 3 項後段、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日においてこの条例の相当規定による許可を受けたものとみなす。
- 7 第 30 条に規定する屋外広告物及び掲出物件の点検については、施行日から 3 年間は、なお従前の例によることができる。
- 8 施行日において現に旧条例第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、第 52 条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 9 この条例の施行前にした行為並びに奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 16 年奈良市条例第 27 号）附則第 5 項及び奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 16 年奈良市条例第 48 号）附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 10 旧条例第 8 条第 1 項の規定によりされた景観保全型広告整備地区の指定は、第 24 条第 1 項の規定によりされた景観保全型広告整備地区の指定とみなす。
- 11 旧条例第 26 条第 1 項の規定により屋外広告物の登録を受けている者は、施行日に第 43 条第 1 項の規定により屋外広告物の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る同項の登録の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧条例第 26 条第 1 項の規定による登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 12 前 4 項に定めるもののほか、旧条例の規定による経過措置が適用される屋外広告物又は掲出物件にあつては、なお従前の例による。

（奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正）

- 13 奈良市地区計画形態意匠条例（平成 22 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の付表 2 二名町地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例（平成 13 年奈良市条例第 52 号）第 9 条第 1 項から第 3 項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例（令和 4 年奈良市条例第 14 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改め、同表赤膚町地区整備計画区域の部から鶴舞東町地区地区整備計画区域の部までの規定中「奈良市屋外広告物条例第 9 条第 1 項から第 3 項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改め、同表左京五丁目地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例第 9 条第 1 項から第 3 項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改め、「奈良市屋外広告物条例第 11 条第 1 項」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第 16 条第 1 項」に改め、同表中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例第 9 条第 1 項から第 3 項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改める。

別表第 1（第 20 条関係）

種 類	金 額
屋上広告物又はこれを掲出する物件 壁面広告物又はこれを掲出する物件 塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件 広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件	1 個の面積 5 平方メートルまでごとにつき 1,500 円
電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	1 件 5 個までごとにつき 1,000 円
アーチ広告物	1 個の面積 5 平方メートルまでごとにつき 1,500 円

気球広告物又はこれを掲出する物件	1個につき1,000円
広告幕(懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)又はこれを掲出する物件	1枚につき500円
立看板	1件5個までごとにつき1,000円
はり札	1件5個までごとにつき500円
はり紙	1件100枚までごとにつき500円

注 1件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。

別表第2(第47条関係)

屋外広告業登録(更新)申請手数料	1件につき10,000円
------------------	--------------

別表第3(第51条関係)

屋外広告物講習手数料	受講科目1科目につき2,000円
------------	------------------

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表南部公民館東九条分館の項中「奈良市東九条町318番地」を「奈良市東九条町393番地の4」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1奈良市水道事業の項中「昭和30年奈良市条例第35号」の次に「。以下「出張所条例」という。」を加え、同表奈良市都祁水道事業の項及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業の項を次のように改める。

奈良市都祁水道事業	出張所条例別表に定める奈良市都祁行政センターの所管区域 天理市山田町の一部	5,700	3,210
奈良市月ヶ瀬簡易水道事業	出張所条例別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域	1,950	940

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「（第31条の3第1項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。）」を削る。

第26条第4項を削る。

第31条の3を削る。

第34条中「、加算分担金、手数料、」を「、手数料」に改める。

第38条第1号中「、加算分担金」を削る。

第40条第1項第2号中「、第31条の3の加算分担金」を削る。

別表第4を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第26条第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた給水装置の新設の工事申込みについては、この条例による改正前の奈良市水道事業給水条例第11条第3項、第31条の3、第34条、第38条第1号及び第40条第1項第2号並びに別表第4の規定は、なおその効力を有する。

（令和4年3月31日揭示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第29号を第30号とし、第1号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。

(1) 内科

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第6条

(2) 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）第5条

(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条

(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5条

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月の市長及び副市長、教育長、常勤の監査委員並びに公営企業管理者の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）第6条、教育長の給与に関する条例（以下「改正後の教育長条例」という。）第5条、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例

(以下「改正後の監査委員条例」という。)第6条又は奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(以下「改正後の公営企業管理者条例」という。)第5条の規定の適用については、改正後の特別職条例第6条ただし書、改正後の教育長条例第5条ただし書、改正後の監査委員条例第6条ただし書及び改正後の公営企業管理者条例第5条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「とする」とあるのは「と、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第号)附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第24条第4項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)第4条第1項又は公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の適用を受けていた者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員(第3号に掲げる職員を除く。) 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第24条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務 の級	1 級		2 級		3 級	
	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
1		146,100		195,500		231,500
2		147,200		197,300		233,100
3		148,400		199,100		234,600
4		149,500		200,900		236,200
5		150,600		202,400		237,600
6		151,700		204,200		239,300
7		152,800		206,000		240,800
8		153,900		207,800		242,400
9		154,900		209,400		243,500
10		156,300		211,200		245,000
11		157,600		213,000		246,600
12		158,900		214,800		247,900
13		160,100		216,200		249,400
14		161,600		218,000		250,800
15		163,100		219,700		252,100
16		164,700		221,500		253,500
17		165,900		223,200		255,000
18		167,400		224,900		256,500
19		168,900		226,500		258,200
20		170,400		228,100		260,000
21		171,700		229,500		261,600
22		174,400		231,200		263,300
23		177,000		232,800		264,900
24		179,600		234,400		266,500
25		182,200		235,400		268,400
26		183,900		236,900		270,200
27		185,500		238,300		271,900
28		187,200		239,500		273,600
29		188,700		240,700		275,300
30		190,400		241,900		277,000

31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000

79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例
奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第29条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市税条例附則第12条第1項及び附則第29条第1項の規定は、令和4年度以降の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(令和4年3月31日揭示済)